

定 款

2026年6月29日改正

武 田 薬 品 工 業 株 式 会 社

武田薬品工業株式会社定款

第1章 総 則

第1条（商 号）

当社は、武田薬品工業株式会社と称し、英文ではTakeda Pharmaceutical Company Limitedと表示する。

第2条（所 在 地）

当社は、本店を大阪市に置く。

第3条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 医薬品、医療用外各種薬品類、医薬部外品、医療用機械器具および材料、計量器、化粧品、食品、飲料品、食品添加物、飼料添加物その他化学製品ならびに前記各製品に関連する機械器具・装置の生産および売買
2. コンピューターによる情報処理サービス業、ソフトウェアの開発、売買および情報提供サービス業
3. 事業支援ならびに経営に関する助言、指導および援助
4. 貨物自動車運送事業および貨物利用運送事業
5. 倉庫業
6. 出版業
7. 不動産の管理、売買および賃貸借
8. 前各号に付帯関連する事業

第4条（機 関）

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公 告 方 法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、35億株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式の買増し）

当社の単元未満株式を有する株主は、株式等取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

- ②当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第10条（株式等取扱規程）

当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増しその他株式および新株予約権に関する取扱およびその手数料ならびに株主の権利行使に関する手続については、取締役会の定める株式等取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第11条（開催の時期および方法）

当社の定時株主総会は毎年6月に招集する。

- ②前項のほか必要があるときは、臨時株主総会を招集する。
- ③当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めない株主総会とすることができる。

第12条（定時株主総会の基準日）

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（招集者および議長）

株主総会は、取締役会の決議にもとづいて、代表取締役がこれを招集する。

②株主総会の議長は、取締役会長がこれにあたる。

③取締役会長に欠員または事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた他の取締役が株主総会の議長となる。

第14条（電子提供措置等）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条（決議の要件）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に差出さなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

第17条（取締役の数）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とする。

②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第18条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

第19条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

④補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該予選にかかる決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第20条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第21条（取締役会招集の通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第22条（監査等委員会招集の通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第23条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第24条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第25条（取締役会長および社長）

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長1名および社長1名を定めることができる。

②取締役会長は、取締役会の議長となる。ただし、取締役会長に欠員または事故あるときは、他の取締役が取締役会の議長となる。

③社長は、業務を総括する。

第26条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

第27条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第423条第1項の取締役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ②当社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする契約を締結することができる。

第5章 計 算

第28条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第29条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第30条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- ②当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第31条（配当金の除斥期間）

期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。